

座間市教育委員会臨時会会議録

- 1 開会日時 令和2年3月6日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘
教育長職務代理者 鈴木 義範 教育委員 天野 久美
教育委員 小井田 由美子 教育委員 馬場 悠男
- 4 出席職員 教育部長兼図書館長 石川 俊寛 教育総務課長 高木 力
学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進
教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史
生涯学習課長 松崎 佳子 図書館奉仕係長 葉山 敦美
- 5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	9	座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について	教育部長	承認

教育長 ただいまより、臨時教育委員会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 それでは、会期は3月6日今日一日といたします。
次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と馬場委員を指名いたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第9号「座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について」、石川教育部長、お願いいたします。

石川部長 議案第9号「座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について」、学校保健安全法第20条の規定に基づき座間市立小学校及び中学校の臨時休業を行うことについて、

座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業を、座間市教育委員会の方針として定めることについて提案するものでございます。次ページが方針でございます。対象は、座間市立小学校及び中学校全校、休業期間は令和2年3月3日（火）から24日（火）までです。休業の理由は、新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健安全法第20条の規定に基づき、座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業が必要と判断したためでございます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が全国に広がる中、本市においても2月7日に新型コロナウイルス準備会議を立ち上げた後、2月18日は座間市新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、厚生労働省、文部科学省、神奈川県からの対応等に係る通知など、最新の情報を各部局が持ち寄り、日々変化する情報を、これまで10回の対策会議の中で共有しつつ、本市として必要な対応を図っているところでございます。その中では、相談等に係る市民への必要な周知や、市等のイベントの延期、中止の判断、公共施設の開館、閉館の取扱い、学校対応など、委員会としての考え方を示す中で、それぞれの所管が他部局とも連携し、全庁横断的に迅速かつ柔軟に対応しているところでございます。

本議案につきましては、教育委員会各所管におきましてこれまで検討した内容など、順次説明報告させていただきたいと存じます。それでは、福田担当課長からお願いいたします。

福田担当課長 それでは、経過等についてご説明いたします。全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されたことを受け、令和2年2月28日付けで、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」の通知が発出されました。資料ナンバー001でございます。小学校、中学校の設置者に対し、本年3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を、地域や学校事情を踏まえた上で判断するよう通知がされたものでございます。なお、学校保健安全法第20条とは、その見出しが臨時休業となっておりまして、その条文内容を申し上げますと、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と明記されております。そこで、本年2月28日に臨時校長会議を開催し、本通知の中にありますように、「今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である。」とのこと、更に近隣市で罹患者が発生し、いつ本市にその影響が出てもおかしくない状況等を考慮しながら臨時休業の可否について協議を行い、

臨時休業対象校、期間等について決定をしたものでございます。

続きまして、資料ナンバー005をご覧ください。これは令和2年3月2日付けで中学校に依頼し、保護者宛てに、臨時休業に伴い給食が中止となること、保護者に配布している中学校給食利用ガイドに基づき返金の対象日が3月5日以降となること、等を通知したものでございます。

続きまして、資料ナンバー006をご覧ください。これは3月4日の定例校長会議の中でご案内した、小学校給食費3月分（12回分）の給食費3,276円が、全校一律に返金扱いとなる旨を詳細に説明した通知のひな形でございます。このひな形は、データで各校に送信したもので、既に保護者宛てにご案内が済んでおり必要がないと判断した学校を除き、修了式等の機会をとらえて、通知していただくよう依頼をしたものでございます。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。続いて小川課長、お願いいたします。

小川課長 それでは、今説明がありましたものの補足も含めまして、お話しをさせていただきます。まず、3月2日からの臨時休業という報道が流れたのが2月27日の夜、安倍首相が発表されたというところになります。そして28日の午前中に資料ナンバー001の文部科学省からの通知が市へ届いたわけです。

3月2日からの休業を行うに当たっては、まずは委員会内、それから庁内とも検討したんですけれども、学校の校長会長ともやり取りをしまして、28日一日の準備では、この1か月近くにわたる臨時休業中の過ごし方であるとか、あるいは学習課題について、学校では十分な指導や準備ができない、という声が非常に多くありましたので、まず最初に決めたのは、資料ナンバー002の内容でございます。3月2日の午前中については通常登校として、学校がそれまでの土日を使って臨時休業期間中の過ごし方及び学習課題を準備することで、十分な指導を行っていかうということで、28日に保護者向けにこちらの文書を出させていただきました。

その後、28日の16時から臨時的校長会議を開きまして、臨時休業期間及びその期間内に予定されている行事についても検討いたしました。資料ナンバー004に書かれている内容がその中での決定事項となりますけれども、3月2日の午前中の登校については既に決定した後でしたので、臨時休業期間については3月3日からとし、修了式を3月25日にできる範囲の形で実施をしたいというところがありましたので、臨時休業期間を3月24日までと設定いたしました。卒業式については予定どおりの日程、中学校は3月11日、小学校は3月19日に行いますが、内容については式次第等を見直してできる限り短い時間で行うということ、それから参加者についても卒業生と保護者で行い、在校生と来賓者は参加をしないということで、来賓者について

は教育委員会からの代表と学校のPTA会長、この2名を除く来賓者については参加をご遠慮いただくこととしました。また、保護者についても、小中とも、1人の生徒につき2名以内とさせていただきます。また、当日咳や発熱がある場合は参加を取りやめること、できる限りマスクを着用していただくをお願いいたしました。それから、先ほども申しあげました修了式については、3月25日に通常登校で行い、下校は10時30分を予定として、内容については、教室の中で放送による修了式という形で、体育館に一堂に集まって行うような形ではないものを想定しております。裏面については休業中の留意事項を記載し、3月2日に各家庭へ配布しております。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。続いて野澤課長、お願いいたします。

野澤課長 それでは、資料ナンバー003をご覧ください。私からは教職員の勤務等について説明をいたします。令和2年2月28日時点では、文科省の通知のみ出ておりましたので、この通知に基づき次の内容で各小中学校長あてに通知いたしました。教職員各々の実態に配慮しつつ適切に対応が必要だということ、臨時休業中に地域パトロール等による児童・生徒の安全確認や児童・生徒の健康状態・学習状態等に係る保護者からの相談対応にも積極的に取り組んでほしいということ、そして文科から示されました、具体的な配慮事項がその下に記載してあります。勤務に関することということで、教職員については基本的に勤務するという、本人が罹患した場合は、病気休暇等を取らせること、教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により出勤させないこと、在宅勤務や時差出勤の推進、その在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置は趣旨を踏まえて進めること、というような内容になっております。裏面をご覧ください。裏面については、この臨時休業に伴う部分での対応について細かくお示ししてある内容です。臨時休業に伴う届出や、土日に勤務を命じた場合の対応、非常勤の勤務についての対応等が示されています。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。ただいま、石川部長から全体を通して、そして続けて福田担当課長、小川課長、野澤課長から順次ご説明をいただきました。少し時間を取りますので、もう一度見ていただいて、ご質問等をお受けしたいと考えております。

小井田委員 評価について質問させてください。まだ1，2単元は終わっていないかなというところですが、評価についてと、それから学習の遅れについて、学習の遅れについては多分次の年度に持越しになるのかもしれませんが、評価についてはどのようにお考え

ですか。

小川課長　ひと月のお休みということで、その期間に学習すべきことであるとか、その評価についてということですが、基本的にはこの学年、年度の3学期の評価ということについては、この登校がありました3月2日までの学習の資料を基にして、この3学期の成績を出すということになっておりますので、実際に学校の教員たちは、その作業をもう既に進めているようなところがございます。

そこで学習すべき内容についてということになりますけれども、まず多くの学校が、この1か月の臨時休業期間の中で、復習の部分と、それからこの1か月に学ぶべきものであるところの学習プリントであるとか、あるいは小学校等ではセットでプリントであるとかテストというようなものを購入して、3学期の3月にやろうと思っていたものについては3月2日に配布して、まず自分の力で教科書を見ながらやってみようというような形で、この期間の中で自主的な取り組みにはなりますけれども、まずそこで少しこの学習内容に触れることができるだろうと思います。今学期はもう修了式しか子ども達は登校しませんので、新年度になったところで、そのあたりの確認であるとか、あるいは子どもだけでは十分に理解できないような内容については、随時補完をしていくというような形になるかと思えます。3月にやるべき授業全てをそのまま新年度で行うということは時間的にはやはり無理がありますので、ある程度、教科や学年、内容によって教師の方で判断し、あるいは子どもの新年度での様子を見ながら、時間を取って補完をしていくという形になるかと思えます。

小井田委員　わかりました。

教育長　ありがとうございました。中学校に連絡をしてみたのですが、中学校は臨時休業に入る前に既に期末テストは終わっていたということで、3学期の評価については問題なく出すことができるということでした。昨年の夏に新しい教科書を選んでいただいたと思いますが、4月以降については教科書が変わってしまいますので、どこまで補完できるかということもあるのですが、教育委員会としても計画的に各学校には何らかの形をお願いをしていくことになると思います。

他にはいかがでしょうか。

鈴木委員　卒業式の関係で、保護者は2名以下ということですが、保護者からの感染の可能性もあるわけですから、その辺りがどのように決定されたのか、また、各市の状況もお伺いできればと思います。

小川課長　こちらについては、学校としても在校生と一緒に送ってあげたいという意見ですとか、保護者については非常に思いも強いというところもあり、非常に時間をかけて検討したところでは、特に保護者については、やはり6年間、それから義務教育の終わりというところで、最後の式に立ち会いたいという思いも非常に強いものがあるだろうということで、時間をかけて検討いたしました。在校生を参加させないという形になり、通常であれば在校生、5年生であったり中学1、2年生が座っている席が空くことで、体育館の中でも距離や空間が取れていくであろうというようなことから、保護者も人数を2人までと限定することで、人と人がくっ付かないような状況を取りつつ、換気等も適切にしながら式を行うこととしました。在校生と保護者というところで非常に悩んだんですけれども、保護者を優先するような形で決定させていただきました。

教育長　ありがとうございます。これに関しては、近隣市を見ますと、今日も新聞に掲載されていましたが、海老名市の場合は保護者は入れず、教職員と卒業生のみという形だそうです。保護者を2名入れるというのは、神奈川県下においてもそう多くはないようです。心配する点もありますが、校長会との話の中でかなり詰めて、保護者を優先していこうということと、長時間にわたってしまうと感染のリスクは高まるということで、できるだけ式自体を短縮して短い中でコンパクトにやっていくということを中心に心がけていくことでした。特に中学校の校長先生方にとっては、在校生、1、2年生と3年生との、いろんな意味での掛け合い、やり取り、そして3年生からすると2年生、1年生に伝えたい思いと、このあたりの式の中でやり取りができないことを大変悔しがってしまっていて、小学校以上に在校生を残せないかという思いが強かったんですが、最終的には、在校生は小学校中学校とも入れないというような決定がなされたという経過がございました。

他にはいかがでしょうか。

教育長　他にご質問等もないようですので、議案第9号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長　ご異議等無いようですので、議案第9号「座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について」は承認いたします。

教育長　本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

葉山係長 図書館から報告いたします。別途お配りさせていただいたように、図書館のサービスの一部制限についてのご説明をさせていただきます。まずサービスを限定する期間につきましては、3月4日（水）から3月16日（月）まで、開館日、開館時間につきましては規則を変更せずそのまま運用するというようにしております。

図書館の場合、不特定多数の市民の方が、多いときですと1日に2,000人ほど来られまして、滞在時間は以前の調査ですと1時間から4時間という方が非常に多いということで、感染の危険性が多いという判断の下、館内にある図書、雑誌、新聞の閲覧ですとか、レファレンスサービス、それからインターネット端末とかコピー機の利用、2階の研修読書室等、部屋の利用についてはご遠慮いただくことといたしました。一方で、施設としての最低限の機能は残しておくため、予約した図書、雑誌、映像資料の受け取りは可能にさせていただきます。インターネット及び電話等での予約の受付もしておりますので、予約をした上で取りに来られるという方が、このところだいたい1日700冊から900冊くらい、本館の方で本が取りに来られている状態でございます。現在借りている資料の貸し出しの延長も行っております。

それからイベントにつきましては、市内全体の方針として、イベント、図書館主催の講座、おはなし会等全て中止いたしました。

移動図書館につきましては、小学校全校回っているんですけども、臨時休業ということで学校ポイントは運行を中止しております。地域のポイントは、外でのサービスであるということと、利用があまり多くないので、通常どおり行いたいと考えております。

最後に、利用者及び職員への感染防止の対策につきましては、職員、利用者ともに手洗いの励行とマスクの着用をお願いしているところでございます。さらに、紫外線と風によって消毒をする本の消毒機というのをこれまで1台設置していたんですけども、予備機も昨日設置いたしました。本はもともと抗菌フィルムを貼っているので危険性は低いんですけども、慎重にということで、返却された資料については全て消毒機にかけた上で棚に戻すという対策を行っております。図書館からは以上でございます。

教育長 ありがとうございます。他にはございますか。

松崎課長 生涯学習課が所管する、座間市公民館、北地区文化センター、東地区文化センターの利用について、一部制限をいたしましたのでご報告いたします。

まず、利用制限を設けた期間ですけれども、3月4日（水）から15日（日）とな

ります。16日(月)につきましては、もともと休館日となります。

内容といたしましては図書館と連動いたしますので、図書室の利用については滞在は不可とし、リクエスト本の受け取り及び本の返却のみといたしました。また、施設の部屋の利用については、利用者へ改めて検討していただいていたところですが、施設利用申し込みによる部屋の利用以外での館内のロビー等での滞在はご遠慮いただいております。これについては、市民への周知は、ホームページや施設入口にて張り紙等でお知らせをしているところです。以上です。

教育長 ありがとうございました。他にはございますか。

野澤課長 学校教育課から報告いたします。子どもの居場所の確保について、市として、学校と児童ホームとが連携をしていくことになりましたので、その概要についてご説明を差し上げます。

資料ナンバー007にあります、3月2日付けで文部科学省と厚生労働省両省から出されました依頼をまずご説明いたします。「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について(依頼)」が発出されました。次のページをご覧ください。上段の部分は、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されることから、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業は感染の予防に留意した上で原則として開所するように、という内容です。ただ、そういった依頼があったにもかかわらず、普段以上に子どもが来所することによって、必要な体制が十分確保できない可能性があることから、子どもの居場所の確保に尽力してほしいという内容でした。

本市におきましても例外ではなく、児童ホームの必要な体制が十分確保できないということがありました。具体で言うと、保育を担当する者の確保が難しい、そのこともあって午前中に開所することが難しい、また多くの児童が来所することによる、それに相応しい活動場所、スペースが確保できない等々の状況があるということが、児童ホームの担当課である子ども育成課から上がっていたところです。そこで、教育委員会としましても、その部分の確保に向けてある程度考えていく必要があるだろうというところで、先ほどのページの下の方、「子どもの居場所確保に向けた取組方策」の(1)の①、放課後児童クラブ・放課後等デイサービスの業務に教職員が携わることについて、という部分にありますように、教職員の職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることとは可能である、と示されたことを受けて、本市と

しましては、午前中は学校を舞台に児童ホームを開設する、そしてその対応には主に教員が当たる、ということになりました。

資料ナンバー008をご覧ください。こちらは子ども育成課から依頼を受けて教育委員会として各小学校長に宛てたものとなっています。2ページおめくりください。子どもの居場所確保のための小学校での受入れについて、というところで、小学校臨時休業中の児童ホームは、開所日時としては、3月9日(月)、3月10日(火)から18日(水)、3月19日(木)、3月23日(月)から24日(火)という形で開所します。ただその中で、その下にあります小学校での受入れをお願いしたい日時ということで、3月10日(火)から18日(水)の8時30分から12時までの時間帯、この期間この時間において学校で受入れをする形になります。そしてこの受入れをして、午前中が終わり昼食を取り、12時以降は各児童ホームへ移動するという形になります。先ほど申し上げましたが、対応には主に教員が当たることとなりますが、加えて市の介助員ですとか、学校に着任しています市の介助員、特別支援の補助員、あとは非常勤の教師等々も含む形で、総がかりで対応いたします。

以上が概要となっております。その他のページは取組に係る資料ですので、必要に応じてご覧いただければと思います。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。この児童ホームについては、定例校長会の中でだいぶ時間をかけて検討させていただきました。
 ここまででご質問等ございますか。

小井田委員 学校での午前中の受入れについてですけれども、どのくらい子ども達が来るのか、そのあたりの目安は掴んでいらっしゃいますか。

野澤課長 基本的には、各児童ホームの定員人数が最大人数となります。その中でどれだけの子ども達が参加するかは、担当課でこの後出欠席を取るようですが、全員が来ることはないかと思います。先日、スタートしたばかりの休業日については、半分又はそれ以下というところが多かったような状況です。

小井田委員 それ以外の家庭が新規に希望するということはないのでしょうか。

野澤課長 子ども育成課がここで臨時に受入れを周知しまして、入所の要件を審査した上で、臨時に入所するような形で対応するようです。対象は1年生から3年生までだそうです。

小井田委員 ありがとうございます。

教育長 今、学校教育課長や教育指導課長が、この決定以降についても学校と細かくやり取りをしてくれているんですが、校長先生の説明の後、教職員の方々は肯定的に捉えてくれて、取組みの準備を進めてくださっていると聞いています。

他にはございますか。

鈴木委員 文化会館の状況はどうなっているのでしょうか。また、公民館の貸館の業務はどうなっているのでしょうか。

松崎課長 まず文化会館ですけれども、現在のところは自粛を求めています、全てが利用不可というところではございません。新規の受付けにつきましては、3月中は受けないということで行っております。また、公民館につきましても同様の対応をしております。

鈴木委員 3月中は貸さないということですか。

松崎課長 3月中の貸館につきましては、全てがキャンセルということではなく、まだ自主的にお願いをしているところです。新規の受付けはしておりません。

鈴木委員 わかりました。

教育長 他にはございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回は3月の定例会です。令和2年3月25日（水）午後2時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で臨時教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前10時07分閉会)